

令和5年第2回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和5年6月22日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和5年6月22日 9時30分			議長	西 昭 夫	
	散 会	令和5年6月22日 10時50分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	大倉 博	○	7	由本好史	○	
	4	欠 員		8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 長 課	石原千明	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	○	商工観光 課 長	石川久仁洋	○	
	会計管理者	増田紀子	○	建設産業 課 長	福島 学	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	企画調整 課 長	草水英行	○	人権啓発 課 長	吉田和秀	○	
	議会事務局 長	穂森美枝	○	議会事務局 次 長	井上卓弥	○	
会 議 録 署名議員	2 番	松 本 俊 清		3 番	大 倉 博		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和5年第2回笠置町議会会議録

令和5年6月22日～令和5年6月29日 会期8日間

議 事 日 程 (第1号)

令和5年6月22日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報告第1号 令和4年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書の件
- 第5 報告第2号 令和4年度笠置町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の件
- 第6 報告第3号 令和4年度(2022年度)城南土地開発公社決算に関する報告書の件
- 第7 報告第4号 令和4年度(2023年度)城南土地開発公社事業計画に関する報告書の件
- 第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件
- 第9 同意第1号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第10 同意第2号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第11 同意第3号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第12 同意第4号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第13 同意第5号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第14 同意第6号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第15 同意第7号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第16 同意第8号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第17 同意第9号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第18 同意第10号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第19 議案第35号 笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第20 議案第36号 笠置町特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第21 議案第37号 笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第22 議案第38号 笠置町営住宅設備及び管理条例一部改正の件
- 第23 議案第39号 笠置町防災行政無線操作卓更新事業物品供給契約締結の件

第24 議案第40号 令和5年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件

開 会 午前9時30分

議長（西 昭夫君） 皆さんおはようございます。

今年も梅雨の季節となりました。今年には既に台風が日本列島に接近し、笠置町におきましても大雨となりましたが、大きな被害もなく安堵をしているところです。今後も災害が起こらないようお祈りいたします。

本日、ここに令和5年6月第2回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提案されます各議案につきまして、慎重に御審議をいただきますとともに、町長はじめ職員におかれましては、適正かつ明確な答弁をするよう御留意いただき、議会運営がスムーズに進みますよう皆様の御協力をお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） ただいまから令和5年6月第2回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（西 昭夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、松本俊清議員及び3番、大倉博議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（西 昭夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月29日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。会期は本日から6月29日までの8日間に決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

5月23日、全国町村議会議長会主催の令和5年度町村議会議長研修会が東京都で開催さ

れ、出席をいたしました。「町村議会の課題と今後の展望について」、「町村議会とハラスメント」などの講演が行われました。また、この日は京都府選出の国会議員の方々と懇談を行いました。

翌日には、特別研修として、第33次地方制度調査会答申と地方自治法改正を踏まえた本会の対応等についての研修を併せて受講しました。

5月26日、山城地区議長連絡協議会定例会が宇治田原町にて開催され、出席いたしました。令和5年度事業計画及び予算等について審議をいたしました。

以上、議会報告といたします。

議会運営上、本定例会おきまして不穏当な発言があった場合には、後日会議録を調査して善処いたします。

なお、今定例会において議案に対する質疑につきましては、同一議員につき同一の議題について3回までとしますので、申し添えます。

また、質疑は質疑通告書を提出していただいた議員を優先します。順序は提出順とし、由本議員、坂本議員といたします。

質疑通告者は、まず通告内容に従い、一括質疑をしてください。通告以外の質疑及び通告されていない方につきましては、後ほど質疑を行っていただきますので、申し添えます。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（中 淳志君） 本日ここに令和5年第2回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今年は全国的に平年より早い梅雨入りとなり、6月初めには前線の影響による大雨警報が発令されるなど不安定な天候が続きました。皆様におかれましては、体調管理に十分御留意いただきたく存じます。

それでは、町政の状況について御報告させていただきます。

5月8日に新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同等の5類に変更されてから1か月が経過しております。

6月16日には、笠置さわやか会の開講式が開催され、出席いたしましたが、多くの参加がございました。今年度は社会見学を含む年間6回の講座が通常開催されることとなっており、以前の日常生活が戻りつつあると実感しております。

7月2日には、65歳以上の方や基礎疾患をお持ちの方の集団接種を笠置いこいの館で行いますが、今後は個別接種を受けられる方も増加するものと思われま。マスクの着用など

感染対策は、個人の判断に委ねられることになりましたが、感染者数は穏やかながら増加傾向にあるようですので、それぞれ対策をとっていただきますようお願いいたします。

5月30日に笠置小学校の3年生2名が役場庁舎の見学に来庁しました。議場や無線室などを見学した後で、町長室でどんな仕事をしていますか、どんなことをしたいですかなどの質問を受けました。笠置の将来を担う子供たちの素直な心に触れ、穏やかな気持ちになりました。

今回本定例会に御提案申し上げます案件は、報告4件、諮問1件、同意10件、議事案件は補正予算1件を含む6件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） これで諸般の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第4、報告第1号、令和4年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書の件、日程第5、報告第2号、令和4年度笠置町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の件、日程第6、報告第3号、令和4年度（2022年度）城南土地開発公社決算に関する報告書の件、日程第7、報告第4号、令和5年度（2023年度）城南土地開発公社事業計画に関する報告書の件の4件につきましては、いずれも報告ですので、会議規則第37条により一括して報告を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 報告第1号から報告第4号まで一括して提案理由を申し上げます。

まず、報告第1号、令和4年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書及び報告第2号、令和4年度笠置町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由を申し上げます。

一般会計及び簡易水道特別会計において、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度予算から令和5年度予算へ事業を繰り越しましたので、地方自治法第213条第1項の規定により報告するものです。

続きまして、報告第3号、令和4年度城南土地開発公社決算に係る報告書及び報告第4号、令和5年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について、提案理由を申し上げます。

令和5年4月27日に開催された城南土地開発公社理事会において、令和4年度の事業報告及び決算が令和5年3月28日に開催された理事会において、令和5年度の事業計画及び予算がそれぞれ承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものです。御報告を申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） これで報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第8、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員、浦井紀代美氏は、令和5年12月31日をもって任期が満了となりますので、継続して浦井紀代美氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、委員の任期は、令和6年1月1日から3か年でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。人権啓発課長。

人権啓発課長（吉田和秀君） それでは、諮問第1号の説明は、朗読をもって説明させていただきます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見求める。

令和5年6月22日提出、笠置町長、中淳志。

記としまして、氏名、浦井紀代美、住所、京都府相楽郡笠置町大字笠置。

以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 本件は質疑、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件は、適任とすることに決定しました。

なお、この旨を町長に答申します。

議長（西 昭夫君） 日程第9、同意第1号から日程第18、同意第10号までの笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件の10件を会議規則第37条により一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 同意第1号から同意第10号までの笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

令和5年7月19日に笠置町農業委員会委員の任期が満了しますので、その任命に当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

任期は、令和5年7月20日から3年間となります。

御同意いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。

同意第1号から同意第10号につきましては、同一内容でございますので、一括して説明させていただきます。

同意の説明については、全て朗読をもって説明させていただきます。

同意第1号、笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件。

下記の者を笠置町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出、笠置町長、中淳志。

記は、住所、氏名の順に申し上げます。

笠置町大字笠置、西岡良祐。

続いて、同意第2号、笠置町大字有市、植田克巳。

同意第3号、笠置町大字切山、上村秀夫。

同意第4号、笠置町大字飛鳥路、巽秀男。

同意第5号、笠置町大字有市、有田康善。

同意第6号、笠置町大字笠置、谷川優。

同意第7号、笠置町大字笠置、西久保正明。

同意第8号、笠置町大字有市、田中豊次。

同意第9号、笠置町大字笠置、仲北達夫。

同意第10号、笠置町大字有市、田中良三。

なお、同意第9号、仲北達夫氏につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第6項により、委員の任命に当たっては、利害関係を有しない中立委員として任命する方でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） お諮りします。本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、本案につきましては、質疑、討論を省略して直ちに採決をいたします。

採決は1件ごとに行います。この採決は起立によって行います。

まず、同意第1号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第2号の採決を行います。

同意第2号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第3号の採決を行います。

同意第3号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号の採決を行います。

同意第4号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第5号の採決を行います。

同意第5号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第6号の採決を行います。

同意第6号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第7号の採決を行います。

同意第7号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第8号の採決を行います。

同意第8号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第9号の採決を行います。

同意第9号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第10号の採決を行います。

本件については、地方自治法第117条の規定により田中良三議員の退場を求めます。

(田中良三君退場)

議長(西 昭夫君) 同意第10号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定しました。

田中良三議員の入場を認めます。

（田中良三君入場）

議長（西 昭夫君） 田中議員に申し上げます。

同意第10号は原案のとおり同意されましたので、その旨を告知いたします。

議長（西 昭夫君） 日程第19、議案第35号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件、日程第20、議案第36号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件の2件を会議規則第37条により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第35号、笠置町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件及び議案第36号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件について、一括して提案理由を申し上げます。

こども家庭庁の設置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたので、当町の条例について文言の一部を改正するものです。

いずれも施行日は公布の日からでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第35号及び議案第36号、一括して説明をさせていただきます。

今回の一部改正につきましては、町長の提案理由にありましており、こども家庭庁設置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず、家庭的保育事業につきまして2ページをお願いいたします。

第25条中、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

続きまして、議案第36号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてでございます。

2ページをお願いいたします。

第15条第1項第4号中、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める、また第44条中、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

いずれも施行期日は公布の日からでございます。

よろしく御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） これから議案第35号の質疑、討論、採決を行います。

まず質疑を行います。議案第35号の通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第35号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第35号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号の質疑、討論、採決を行います。

議案第36号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第36号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第36号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(西 昭夫君) 日程第21、議案第37号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 議案第37号、笠置町放課後児童健全事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件について、提案理由を御説明申し上げます。

国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

施行日は、公布の日からでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(岩崎久敏君) それでは、議案第37号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件について、御説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、町長の提案理由にもありましたとおり、国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

新旧対照表で説明をさせていただきます。2ページをお願いいたします。

附則第2条中「この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に、「平成32年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することになった日から2年以内に当該研修を」に改めるものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第37号について質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第37号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第37号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第22、議案第38号、笠置町営住宅設備及び管理条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第38号、笠置町営住宅設置及び管理条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

町営住宅につきましては、現在の管理戸数と条例に記載されている管理戸数に差異があることから、実数に合わせるために改正するものです。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。

議案第38号、笠置町営住宅設置及び管理条例の一部改正の件について、説明させていただきます。

町長の提案理由にもありましたとおり、またさきの議会において議員さんよりも御指摘が

ございました町営住宅において現在の管理戸数と条例上の管理戸数に差異がございますので、現状に合わせた改正を行うものです。

2 ページ新旧対照表をお願いいたします。

別表中、いずれも奥田団地でございます。建築年度昭和28年度「6戸」を「5戸」、昭和29年度「13戸」を「11戸」、昭和30年度「7戸」を「6戸」に改め、「昭和34年度2戸（木平）」を削るものでございます。

平成15年度及び17年度に取壊しを行った際に条例改正できておらず申し訳ございませんでした。今後は用途廃止ごとに条例改正を怠ることのないよう事務を進めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第38号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号、笠置町営住宅設置及び管理条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第38号、笠置町営住宅設置及び管理条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第38号、笠置町営住宅設置及び管理条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第23、議案第39号、笠置町防災行政無線操作卓更新事業物品供給契約締結の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第39号、笠置町防災行政無線操作卓更新事業物品供給契約締結の件について、提案理由を申し上げます。

笠置町防災行政無線の操作卓更新事業については、住民の安心安全を図るものとして実施

いたしておりますが、物品供給契約を締結する必要がございますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第39号、笠置町防災行政無線操作卓更新事業物品供給契約締結の件につきまして説明させていただきます。

先ほど町長からの説明にもありましたとおり、笠置町防災行政無線の操作卓の更新事業を本年度実施いたします。この契約金につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして提案させていただきます、議会の議決を求めるものでございます。

記につきましては、朗読をさせていただきます。

1、契約の目的、笠置町防災行政無線操作卓更新事業。

契約の方法、随意契約。

契約金額、6,600万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額600万円）。

契約の相手方、パナソニックコネクト株式会社、現場ソリューションカンパニー西日本社、プレジデント、武部恭士。住所は、大阪府大阪市淀川区宮原4-5-41。

事業期間は、本契約締結の日から令和6年3月25日までとなっております。

なお、仮契約につきましては、6月14日に結んでおります。今回の議決を得たときに本契約として成立するものとして仮契約書を交わしております。以上、説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第39号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

この契約の方法が随意契約になっておるんですけども、この金額6,600万円、かなり大きな金額になるんですけども、この随意契約というのはどういう地方自治法の下で行われるかお聞きしたい。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の坂本議員の御質問お答えさせていただきます。

地方自治法の条項によりまして、一般競争入札に適さないものとして随意契約とさせていただきます。

その理由といたしましては、現在使用しております防災行政無線の操作卓及び周辺機器に関しましては、パナソニック製のものを利用、活用しております。運用上、更新に当たりまして機器の切替えのタイミングやまた事前準備、それから補修上、またシステム間の接続ということもございまして、この既設の設備とデジタルの信号制御がメーカーごとに異なります。違うメーカーのものになりますとそこの互換性を整備するところから行う必要があるということとなりますので、競争入札には適さない、現状の設置している保守をしていただいている業者のほうと随意契約をしたというところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 互換性とか相互性とかということとはよく分かるんですけども、この6,600万が高いか安いかの判断もしにくいということがあるので、やはり見積りを何社かとっていただいて妥当性があるものかどうかというのを判断できる資料がほしいなと思うんです。

これ予算の説明聞いているときもそうですけれども、やはり今回は予算がどうのこうのという話もありましたけれども、当初予算が出遅れたこともあってという説明もありましたけれども、公務員である以上、自分たちも仕事に整合性を持たすというのは必要ではないのかなと思うんです。随意契約が認められているから随意契約でいいんだという価値観でなくて、やはり丁寧に多くの人に理解してもらえような仕事の仕組みづくりというのをやってほしいなと思うんですけれども、いかがにお考えでしょうか。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問、お伺いした内容につきましては、十分職員のほう私どもも検討させていただいております。もちろんこの1社にはなりませんが、他町村に導入された金額等も教えていただきましたり、更新されるところの金額参考に聞かせていただいたりということを担当のほうもしてくれております。

予算の成立というところもございましたけれども、当初予算に3月のときに挙げさせていただいたときにそういう検討をさせていただいておりますので、随意契約というところで進めさせていただいたものでございます。

もちろんおっしゃっていただいている内容につきましては、十分今後も生かせていかなければならない内容と思っておりますので、多方面との検討も含めまして職員のほうにも十分周知させていただきたいと思えます。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号、笠置町防災行政無線操作卓更新事業物品供給契約締結の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第39号、笠置町防災行政無線操作卓更新事業物品供給契約締結の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第39号、笠置町防災行政無線操作卓更新事業物品供給契約締結の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第24、議案第40号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第40号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出4,706万3,000円を増額し、歳入歳出総額を16億2,504万7,000円とするものです。

主な事業は、ガス・電気・食料品等物価高騰重点支援給付金事業として非課税世帯への給付金及び事務費に1,067万4,000円、道路維持費と道路新設改良工事を合わせて2,704万8,000円などを計上しております。

財源といたしまして、地方創生臨時交付金や社会資本総合交付金など国庫補助が2,782万円、過疎対策事業債が800万円となっております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第40号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件につきまして、説明させていただきます。

先ほど町長からの提案理由にもありましたとおり、今回の補正予算につきましては、4,706万3,000円を追加し、総額を16億2,504万7,000円とするものでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

私のほうからは、歳入と総務財政課所管の予算について説明させていただきます。

まず、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金総額は2,782万円となっております。総務費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金として1,067万4,000円を、民生費国庫補助金におきましては、子育て世帯の生活支援特別給付金の事業費及び事務費、土木費国庫補助金におきましては1,643万4,000円で、社会資本整備総合交付金を計上したものでございます。

繰越金につきましては、財源不足の分を950万円計上しております。

21款諸収入につきましては、消防団の退職報償費に係る歳入で174万3,000円、また、建設事業にかかります過疎対策事業債といたしまして、土木債を800万円計上したものとっております。

続きまして、9ページ、歳出をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、一般管理費におきましては26万6,000円を計上しております。一般管理事業といたしまして、会計年度任用職員の週の勤務時間数の変更によりまして、期末手当を4万6,000円計上しております。また、補償、補填及び賠償金といたしまして、雇用保険の未支給者に対する補償といたしまして22万円を計上したものでございます。

財産管理は62万6000円を計上しております。庁舎管理事業といたしまして50万円を伐木の作業委託料としております。小学校通学路の上、町有地の伐木、伐採を行うもので計上したものでございます。また、運動公園管理事業といたしましては、町の直接実施となったところから12万6,000円で除草剤、また備品購入費といたしましては、噴霧器等

の購入を計上しております。

8目防災諸費におきましては22万7,000円を計上しております。防災事業といたしまして、防災無線の定期検査委託料といたしまして22万7,000円を計上したものでございます。5年に一度の定期検査でございまして、当初予算への計上漏れで大変申し訳ありません。今回補正で計上させていただいたものでございます。

ページ飛びまして、11ページをお願いいたします。

下段、8款消防費、非常備消防費で102万3,000円を計上しております。消防団事業といたしまして、退職報償金、令和4年度末の退職者に対する退職報償金を計上したものでございます。

消防施設費で8万7,000円を計上しております。消防団詰所の修繕料として計上したものでございます。

総務財政課につきましては、以上となります。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、保健福祉課が所管いたします歳出予算について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

9ページ下段、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給事業で3万6,000円を計上させていただいております。令和3年度分の補助金確定に伴う返還金でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業で1,067万4,000円を計上させていただいております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金のうち低所得世帯支援枠に基づき、令和5年度の非課税世帯等に対して1世帯当たり4万円を給付するものでございます。

5目老人福祉施設費で3万4,000円を計上させていただいております。職員の京都府主任介護支援専門員更新研修参加の負担金が必要となったため、3万4,000円を計上いたしております。

続いて、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で153万3,000円を計上させていただいております。まず児童福祉事業で、子育て世帯生活支援特別給付金、その他の子育て世帯分で71万2,000円を計上いたしております。この事業につきましては、当初予算で

は令和4年度中に実施いたしました子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者であった方の分を計上いたしております。この方については6月9日に給付済みでございます。今回の補正分につきましては、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する父母等であって、令和5年1月1日以降の収入が急変した住民税非課税相当の収入となった者、家計急変者分を計上させていただいております。

それから、児童公園維持管理事業でございます。これにつきましては、遊具点検結果に基づき、鉄棒及び滑り台の修繕、また雲梯の撤去として82万1,000円を計上いたしております。

2目保育園費でございます。笠置保育所運営事業で121万3,000円を計上いたしております。これにつきましても、保育所遊具点検結果に基づき園庭内の木製複合遊具、またジャングルジム等の修繕として計上させていただいております。予算可決後できるだけ早い時期に修繕等を進めてまいりたいというふうに考えております。

11ページ中段、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費で8,000円を計上させていただいております。保健業務として妊産婦栄養強化事業でございます。現予算が2人の妊婦の予算でありまして、現在妊婦の方2人おられます。そこで新規で妊娠届等があった際に速やかに対応するため、今回予算を計上させていただいております。

2目予防費では、保健母子事業として発達障害児等の支援事業で2万1,000円を計上させていただいております。これにつきましては、相楽療養教室後期の申込みのために発達検査が新たに必要となったため、今回2万1,000円の計上となっております。

以上で保健福祉課所管の予算の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 商工観光課が所管します歳出について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

中段より2款総務費、総務管理費、企画費、負担金補助及び交付金、地域活性化起業人事業で426万7,000円の補正でございます。内容としましては、いこいの館再建に向け、専任の地域活性化起業人を1名採用し、資金の調達や改修計画骨子の作成など実践的、総括的に業務を推進するものでございます。内訳としましては、起業人の受入経費として7か月の行政事務研修負担金を326万7,000円、また起業人が主体となって発案する調査研究事業に要する経費を活動補助金として100万円を計上いたしております。いずれも総務省の地域活性化起業人制度推進要綱に基づき算出したものでございます。

以上、商工観光課が所管します歳出予算の説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。

建設産業課が所管します歳出について説明させていただきます。

11 ページ、中下段をお願いいたします。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路維持費、14 節工事請負費で 2, 314 万 8, 000 円を計上させていただいております。内容につきましては、令和 5 年度社会資本整備総合交付金の当初の予算配分において増額配分があったため、増額に伴う所要額の予算措置をお願いするものでございます。内容につきましては、いずれも当初予算で御承認いただいております道路維持事業の道路法面修繕工事、昨年に引き続き有市峠阪地内並びに舗装修繕工事町道切山線に 924 万 8, 000 円、交通安全事業の交通安全対策工事としまして、有市根台通学路蓋かけによる歩行空間の確保、有市柳生線飛鳥路地内の路肩崩壊おそれ箇所路肩改良工事に合わせて 1, 390 万円を計上。

次の 3 目道路新設改良費、工事請負費で 390 万円を計上させていただいております。こちらも同じく交付金の増額配分に伴い、当初予算で御承認いただいております笠置山線改良工事、道路照明の設置に係る増額をお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑は質疑通告書を提出していただいた議員を先に指名します。順序は由本議員、坂本議員とします。

まず、由本議員の発言を許します。通告に従い、一括で質疑をしてください。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

それでは、通告に基づいて今説明受けたものを若干省かせていただいて質問したいと思います。

9 ページの総務費の総務管理費の企画費で、地域活性化起業人事業で 426 万 7, 000 円が計上されております。どうしてこの補正予算でまず予算計上されたのかということと地域活性化起業人事業で起業人を採用していこいの再建に向けて資金調達や改善計画の骨子を作成していただくということですが、この起業人をどのようにしていつ頃採用されるのか教えてください。

また、起業人の応募がなかった場合、採用人が決まらなかった場合はどのようにされるのか教えてください。

3つ目に起業人を採用されたとして改修計画の骨子を作成された場合、資金調達に問題がある場合はどのようにされるのか教えてください。

次に、10ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の関係で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金で1,048万円が計上されておりますが、補助対象が令和5年度住民税均等割が非課税の世帯もしくは令和5年1月から12月の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯に給付するということですが、令和5年度住民税均等割が非課税の世帯というのは、令和4年度中の所得ですし、令和5年の1月から12月の収入が減少し、住民税非課税相当額の収入となった世帯というのは、今令和5年6月ということなんですが、どうして12月までの収入が把握できるのか教えていただきたいと思います。

次に、10ページの民生費の児童福祉費の児童福祉総務費で、児童公園維持管理事業で児童館のところにある公園の鉄棒及び滑り台を修繕し、雲梯を撤去するということですが、これはいつ検査をされてその結果がいつ分かったのか、またこの修繕はいつ行い、その雲梯等を撤去した後、どのようにこの公園を維持管理整備されるのか、教えていただきたいと思います。

続きまして、11ページの保育園費、保育園の木製複合遊具とジャングルジム等を修繕するということですが、木製複合遊具はどこにあるものなのか、またこれもいつ頃検査をされてその結果がいつ分かったのか、またこれをいつ頃修繕をされるのか教えていただきたいと思います。

それで最後に12ページの消防施設費ですが、消防施設はどこをどのように修繕されるのかお聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問いただきました消防費、12ページの消防施設費です。消防団詰所ですが、4部の詰所というところで、北部区にある旧の保育所が詰所になっておりますので、その電気関係のところですか、部屋のとといいますか、天井に埋め込みしている電球ですが、それがもう部品等ございませんので、新たに設置するというので、計上させていただきます。以上です。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業でございます。ちょっと説明の

ほうが分かりにくくて申し訳ございません。議員おっしゃるとおり、対象につきましては令和5年度分の非課税者、それからもう一つ家計急変者につきましては、令和5年1月から令和5年12月までの任意の1か月の収入に1.2を乗じて得た額が1年間のまたは1年間の所得見込額が市町村民税の均等割が非課税になる水準ということで、ただこの事業につきましては、令和6年2月29日を締切りとさせていただいておりますので、現時点で該当ならない方につきましても、その12月までの収入で任意の1か月を1.2で乗じた金額が該当する場合であったら申請していただけるというふうになっております。

それから、児童公園のほうでございますが、まず点検につきましては、令和4年12月2日に点検を行っております。ちょっと報告を受けた日が資料持ち合わせておりませんので、また後で報告させていただきたいと思っております。先ほども説明しましたとおり、予算可決後速やかに撤去をさせていただいて進めていきたいというふうに考えております。今後の整備等については、現時点では未定でございます。

また、保育所のほうにつきましては、令和5年2月14日に点検を実施させていただいております、これにつきましては、令和5年3月27日に報告を受けております。

それから、議員おっしゃる木製複合遊具につきましては、保育所入ってすぐ左側に鉄棒との並びにある複合遊具のことでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

どうして今起業人の予算の計上なのかということでございます。当初コンサルタントに発注してのということで町長からもお話が提案があったと思うんですけども、いろいろと御意見を伺う中で、より具体的にいこいの館の再建を進めるということをいろいろと御意見を伺った中で検討しました結果、地域活性化起業人を募集して町で採用し、商工観光課に配属することによりまして、事業の進捗が見え、連絡調整やこれまでの調査、視察情報の共有が容易に行える、また民間で培ってこられた知見やノウハウ、これまでの経験やネットワークなど生かしていただいた中で現実的、具体的な再建に向けた動きができるのではないかと考えてまして、その諸準備等進める中で本日の今回の計上となったところでございます。

次に、その起業人の採用についてでございます。どのようにしていつ頃採用するのかということでございます。地域活性化起業人の採用につきましては、7月3日から7月21日までホームページにより公募を予定しております。補正予算成立後、少しでも早い募集の開始

ができればと考えております。

また、派遣企業の選考につきましては、8月初旬にプレゼンテーション等を行い、派遣企業の選考、決定をしていきたいと考えております。早ければ9月1日からの採用を想定しております。

次に、起業人の応募がなかった場合、採用人が決まらなかった場合はどのようにするのかということでございます。募集期限までに応募がなかった場合は、基本的に募集期間の延長を考えております。あわせてさきの視察先の事業者や近隣の温浴施設の運営経営企業にも起業人派遣に応募いただけないか、検討いただけるよう働きかけをする必要があると考えております。また、町長にも心当たりなど一定汗をかいていただくことになるなというふうには思っております。

最後に、起業人が採用されたとしても改修計画の骨子を作成された場合、資金調達に問題のある場合どうするのかということでございます。いこいの館再建にあつては、資金調達確保が大きな課題であると認識しております。町の活用できる予算や国の補助金、民間資金の投入も視野に入れた中で、起業人には事業を総括的に進めていただきたいと考えております。起業人だからこそ知り得る情報、広いアンテナや情報ネットワークを活用し、行政ではなかなか知り得ない補助金情報が資金調達に活かされていくのではないかと考えています。

また、一方で企業版ふるさと納税やインターネットを介しての手軽さや拡散性の高さから、不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達するクラウドファンディングという資金調達の仕組みも近年注目されており、成功例も数多く報告されております。こういった取組も起業人に期待する資金調達の方法として考えているところでございます。

しかしながら、そういったことを踏まえた中でも資金調達が困難な場合は、改修計画の規模の縮小など確保できる資金に応じた改修計画の見直し、検討も必要になってくるのではないかとというふうに思います。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

地域活性化起業人の事業なんですけれども、以前から言っていますように、もう町長の任期が今年度ということで、今まで具体的な意見を伺うためにということをおっしゃっていましたが、もう3年たって4年目なんですよね。それにまだ具体的な意見を伺うということで、かなり今後のこのいこいの館の再建に向けて心配をするんですけれども、この必要性というものが分かりにくい点はあると思うんですけれども、実際令和7年再開というよう

な話もされていたんですけれども、そのあたりもちゃんと住民の方に説明をお願いしたいと思います。

それと電力高騰の重点支援給付金ですけれども、6年の2月ということですから、このあたりまた住民のほうにちゃんとした広報のほう十分にさせていただきたいと思います。

それと、児童公園なんですけれども、これは令和4年12月に点検をされたということで、私は毎回補正予算のたびに言っているんですけれども、その補正予算というような意味ですね、何で補正予算で予算計上しなければいけないのかというあたりを申し上げていると思うんですけれども、これでしたら当初予算でも計上できたのではないかというようなことを思うわけです。そのあたりもう一度補正予算という意味を十分に考えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

いこいの館再建のスケジュールにつきましては、起業人の採用時期等にもよりますけれども、現在想定しておりますのは、令和6年度内に委託事業者の公募、選定を行い、令和7年度には再開日程が示されるように進めたいと考えております。再建につきましては、資金の問題であったり、改修に係る工事などいろいろと課題が多くある中でございます。そういった中で具体的な日程が示せない状況でございます。一日も早い再建及び再開が行えるよう進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問といえますか、御指摘お答えさせていただきます。

由本議員おっしゃいますように、当初予算で組むべきものというものはたくさんあります。補正予算につきましては、突発的であったり、緊急であったり、このような電力・ガスにつきましては、国からの通知によるもの等ございますので、こういう緊急的なものというところが補正予算というふう認識しております。

当初予算につきまして今回総務財政課につきましても、当初予算への計上漏れ等もございまして、改めて職員のほうまた課長通じ、職員のほうにはそういう意識を持って当初予算、それから補正予算に対応するように通知させていただきたいと思います。御指摘ありがとうございます。

議長（西 昭夫君） 次に、坂本議員の発言を許します。通告に従い、一括質疑をしてください。

い。

5 番（坂本英人君） 5 番、坂本です。

10 ページ、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、子育て世帯生活応援特別給付金事業について、本給付金の支給時期はいつになるか教えていただきたいということです。

重ねて未来っ子応援給付金があったではないですか、あれ予算成立していると思うんですけども、あの事務と一緒に進められるのかどうか、予算立てしておいて後から後からこの給付金系が出てくるので、どういうふうな進め方を事務的にされるのかということをお聞きしたいなと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今後のスケジュールなんですけれども、7月上旬に6月9日に給付した積極支給世帯11世帯あるんですけれども、支給世帯、それから公務員、公務員の方については所属先から案内があるということで、その方々を除いた子育て世帯にチラシを配布させていただきます。そこで申出等あれば申請書を送付させていただいて給付事務に進めていきたいというふうに考えております。

なお、申請受付については、令和6年これにつきましても2月29日までとなっております。

それから、もう一つ未来っ子応援給付金につきまして、議員おっしゃるように予算成立してから1か月ほどたつわけなんですけれども、これにつきましても7月中の給付に向けて準備を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 全議員にお聞きします。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第40号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第40号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は6月29日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午前10時50分